

福岡県国土利用計画審議会運営規則の改正について

【経緯】

- 「森林地域の縮小案件」は、国土審の時点で既に開発行為が完了しているため、森林地域の縮小に関する審議は、実質的に後追い・事後追認となっていることが以前から指摘されてきた。
- 国土交通省は「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」（平成25年3月22日付け国国計第207号、国土交通省国土政策局総合計画課長通知）の中で、審議会の議決方法について、『専決』（あらかじめ審議会の承認を得た一定事項について、審議会の意見を聴いたものとして取り扱い、事後の報告案件とする）という運用例を示した。
- また、同通知の中で、五地域のいずれにも該当しない地域（以下「白地地域」という）の取扱いを、審議会における検討対象とすることも一考であるとの見解が示された。

【改正要旨】

- 会長は、一定事項について専決基準を定め、基準に該当する事項は、審議会が適当と認めたものとして取り扱う。
- 専決の対象は「森林地域の縮小案件」とする。ただし、「白地地域を生じる森林地域の縮小案件」については、専決の対象外とする。
- 詳細は、別紙新旧対照表及び専決基準（案）のとおり。

【改正理由】

- 「白地地域を生じない森林地域の縮小案件」は審議会における議論の余地が少なく、多忙な国土審委員を招集し、審議会を開催した上で審議を行う必要性に乏しい。
- 「白地地域を生じない森林地域の縮小案件」を報告とすることで、他の案件について、より充実した審議が可能になる。
- 変更案件が「白地地域を生じない森林地域の縮小案件」のみの場合は審議会を開催する必要がなく、審議会運営の効率化及び迅速化が可能になる。

福岡県国土利用計画審議会運営規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>第一条～第四条 略</p> <p><u>(専決基準)</u></p> <p>第五条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、<u>国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。</u></p> <p>2 会長は、<u>専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱う。ただし、該当事項に係る事務処理の後、速やかに委員に報告しなければならない。</u></p> <p>(雑則)</p> <p>第六条 略</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成十三年四月一日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成二十八年八月十九日から施行する。</u></p>	<p>第一条～第四条 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(雑則)</p> <p>第五条 略</p> <p>略</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

(案)

福岡県国土利用計画審議会運営規則第5条第1項に定める 一定の類型に属するものを対象とした専決基準について

平成28年8月18日
福岡県国土利用計画審議会決定

○ 福岡県国土利用計画審議会運営規則第5条第1項で定める一定の類型に属するものを対象とした専決は、「福岡県土地利用基本計画の計画図における森林地域の縮小案件」とする。

○ただし、「白地地域（五地域のいずれにも該当しない地域）を生じる森林地域の縮小案件」については、専決の対象外とする。

福岡県国土利用計画審議会運営規則（案）

（趣旨）

第一条 福岡県国土利用計画審議会の運営については、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)及び福岡県国土利用計画審議会条例(昭和四十九年福岡県条例第三十一号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（召集）

第二条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び付議案件を委員に通知しなければならない。

（会議の公開）

第三条 審議会の会議は原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

2 会議の公開の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

（会議録）

第四条 会長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事件の件名及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

（専決基準）

第五条 会長は、審議会運営の効率化及び迅速化を図るため、国土利用計画法の趣旨に合致すると認められる一定の類型に属するものを対象として、あらかじめ審議会の承認を得て、専決基準を定めることができる。

2 会長は、専決基準に該当する事項については、審議会が適当と認めたものとして取り扱う。ただし、該当事項に係る事務処理の後、速やかに委員に報告しなければならない。

（雑則）

第六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この規則は、昭和五十年一月二十四日から施行する。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十八年八月十九日から施行する。

福岡県国土利用計画審議会運営規則

(趣旨)

第一条 福岡県国土利用計画審議会の運営については、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)及び福岡県国土利用計画審議会条例(昭和四十九年福岡県条例第三十一号)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(召集)

第二条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ日時、場所及び付議案件を委員に通知しなければならない。

(会議の公開)

第三条 審議会の会議は原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めたときは、審議会に諮って非公開とすることができる。

2 会議の公開の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

(会議録)

第四条 会長は、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事件の件名及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この規則は、昭和五十年一月二十四日から施行する。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。